

新・民法小説（1） あらすじと注

あらすじ

第1話 民法を研究するため中国からひとりの女の子(鄧暁月)が T 大学へ留学してきた。日々に研究に励んでいる中、大型連休を迎え、気分転換としてキャンパスの近く散歩していた時、一冊の古本に出会った。あまりにも毒々しい表紙なので一瞬その本を手放そうとしたが、結局、好奇心に駆られて、その本を買って連休中読み続けた。その本を手にしてバイト先の出版社に向かった彼女は、法律書の出版に携わっている韓国人先輩(ユン・ソラ)にその本の詳細について尋ねた。返事はまさかの心当たりがない。気になって仕方がない二人は他の人に聞いてみると決めた。——その本に詰められた想いは果たして 120 年後の日本に届くか？

第2話 後輩から『民法小説』のことを教えられたY閣の研修生が、先輩(碧海万里)と一緒にゲラを届けるためT大に向かい、T大のある民法教授(花村教授)を訪問した。用事を済ませ、雑談として彼女は、教授に民法小説のことについて尋ねた。まさか、教授は知っているどころか、実物まで持っていた！ 教授はフランスへの留学経験から民法小説との因縁までを詳しく二人に語った。フランスでは民法典を韻文化した詩があるように、日本でも、当時民衆の民法への興味を反映した『民法小説』があるのだという。もらった情報を後輩に話さないと、と思った彼女。しかし帰り際に突然教授に呼び止められる——「え？ 民法小説がまだ 2 冊あるだけじゃなくて、久々の宿題」！？

注

第1話

1

神社 根津神社を指す。境内約 2000 坪のつつじ苑では毎年 4 月中旬より約 100 種 3000 株のつつじが咲き誇っている。開花見頃に合わせて地域のまつりが毎年開催されている。留学生にとって一種の風物詩であろう。

生協 生活協同組合の略である。購入時組合員証を提示すると、書籍の割引が受けられる。

2

ゴイリヨウデスカ？ 「ご入用ですか？」、すなわち、要りますかということである。

大阪の杭倒れ 大阪は橋が多いところから、橋の杭の莫大な修繕費で店や家がつぶれてしまう

ということである。また、現代では大阪の「食い倒れ」のように広がり、食い倒れは飲食に金をかけすぎて財産をなくすことを意味し、大阪の人は飲食に金をかける食道楽の気風があるという。

入費 物事をするのにかかる費用。

3

古書店街 神保町古書店街を指す。T大学の正門の前の大通りにもいくつかの古書店が点在するが、古書といえば、この古書店街のほうが充実している。

4

大淵渉(おおふち・わたる) 1855年—1907年。駸々堂を通じて自分の著作である「民法小説」を自ら出版した。次注参照も参照。詳しくは、第4話参照。

駸々堂(しんしんどう) 駸々堂とは、かつて存在した書店および出版社である。大淵渉によって明治14年(1881年)に京都において書肆駸々堂が創業され、出版も開始する。明治16年(1883年)には大阪市的心齋橋に進出し、関西の出版社としての地位を固めた。2000年1月31日に自己破産を申請し事実上倒産した。

第2話

1

校正刷 印刷物を制作する際、途中の工程で内容をチェックするために使う紙面見本。「ゲラ」とも言う。語源は英語の「Galley」。

2

(なし)

3

一区切り 物事や文章、話などが一段落すること。また、その一段落。

水を向ける 相手の関心が自分の思う方向に向くように誘いをかける。

4

インブンカ 「韻文化」のことである。韻文とは、(漢詩・賦など)韻を踏んだ文、もしくは、(詩や和歌・俳句など)韻律を整えた文。

モリエール 17世紀フランスの俳優、劇作家。本名ジャン＝バティスト・ポクラン(Jean-Baptiste Poquelin)。悲劇には才能がなかったが、鋭い風刺を効かせた数多くの優れた喜劇を制作し、フランス古典喜劇を完成させた。

バルザック オノレ・ド・バルザック(Honoré de Balzac)は、19世紀のフランスを代表する小説家。バルザックの小説の特性は、社会全体を俯瞰する巨大な視点と同時に、人間の精神の内部を精密に描き、その双方を鮮烈な形で対応させていくというところにある。

『**谷間の百合**』バルザックの著作。彼の『人間喜劇』では「風俗研究」の「田園生活風景」に分

類されている。復古王政初期を時代背景に、語り手である青年貴族フェリックスと薄幸のモルソフ伯爵夫人との悲恋を描く。

『禁治産¹』 バルザックの著作。『人間喜劇』では「風俗研究」の「私生活情景」に分類されている。妻の申し立てで禁治産宣告が迫るデスパール侯爵の運命を握る担当判事ポピノが本作の主人公。デスパール夫人の取り巻きラスティニャックと判事の甥に当たるピアノションの対話から物語が展開し、侯爵夫人の申し立てに隠された虚偽と狂人とされるデスパール卿の謎が次第に明らかになっていく。

『夫婦財産契約』 バルザックの著作。『人間喜劇』では「風俗研究」の「私生活情景」に分類されている。父から莫大な遺産を得たポール・ド・マネルヴィルは結婚の非理を説く友人ド・マルセーの忠告を聞かず、郷里で家柄の良いエヴァンジェリスタ夫人の娘ナタリーとの結婚を急ぐ。夫人の多額の負債を喝破した老公証人マティアスがひとり奮闘し、夫人の野望を挫き、ポールを騙そうとする包囲網から救い出した。

森鷗外 日本の小説家、評論家、翻訳家、陸軍軍医（軍医総監＝中将相当）、官僚（高等官一等）。石見国津和野（現・島根県津和野町）生まれ、東京大学医学部卒業。鷗外の作品である『本家分家』のなかでは、鷗外の実弟篤次郎の死と、それに伴う家督相続²と遺産相続のための後始末が描かれた³。

夏目漱石 日本の小説家、評論家、英文学者。本名、夏目金之助。江戸の牛込馬場下横町（現・東京都新宿区喜久井町）生まれ、東京大学英文科卒業。漱石の作品である『道草⁴』と『虞美人草⁵』のなかでは、親族関係が描かれた。

5

条約改正⁶ 幕末から明治初年にかけて日本が欧米諸国と締結した不平等な対外条約を改正するにいたるまでの外交交渉。治外法権の撤廃、関税自主権の回復などが中心。当時、欧米諸国は日本や清国、トルコなどの非キリスト教国に対して司法制度の相違を理由に、領事裁判権を設定した。これは外国人の自治を認める居留地の制度と結合して、その国の主権を侵害した。そのうえ非キリスト教国の側のみが関税協定と最恵国待遇を強要されたので、条約は片務的で不平等な義務を非キリスト教国に課していた。一連の不平等条約を改正するため、日本の歴代の外相が努力し、1894年（明治27年）外相陸奥宗光が日英通商航海条約において治外法権撤廃に成功（1899年実施）、1911年（明治44年）外相小村寿太郎によって関税自主権が回復された。

ボワソナード フランスの法学者。パリ郊外ヴァンセンヌ生まれ、パリ大学卒業。1873年（明治6年）政府の招きで来日し、明法寮等でフランス法学を講義した。また、治罪法（刑事訴訟法典）・旧刑法を起草し、拷問の廃止に尽力した。1879年（明治12年）には民法草案の起草を開始し、10年余りの作業を経て完成した。ボワソナードが起草したのは財産法部分のみであるが、日本人委員の起草した家族法部分にも影響を与えた。

-
- 1 心神喪失の常況にある者を保護するため、法律上自分で財産を管理・処理できないものとして、後見をつけること。また、その制度。本人・配偶者・四親等以内の親族・後见人・保佐人または検察官の請求により、家庭裁判所が宣告する。2000年（平成12年）民法の改正とともに廃止され、成年後見制度へと移行した。
 - 2 旧民法上の相続形態。第2次世界大戦後1947年の民法改正（昭和22年法律222号）で廃止された。改正前の民法では、家督相続と遺産相続の2つの形態を認め、遺産相続が戸籍上の「戸主」以外の者の死亡によって開始し、子は男女を問わず共同して相続するたてまえになっていたのに反し、家督相続は、戸籍上の「戸主」の死亡、隠居などによって開始し、通常長男1人が戸主の地位および、全遺産を相続するものとされた。遺産相続が近代的なのに対し、家督相続は封建的大家族制的な遺制といわれている。
 - 3 詳細は、森鷗外・『本家分家（鷗外全集第16巻所収）』（岩波書店，1973）と大村敦志・『民法読解 親族編』（有斐閣，2015）を参照。
 - 4 夏目漱石の長編小説。留学から帰った健三は大学教師になり、忙しい毎日を送っている。そんな折、かつて健三夫婦と縁を切ったはずの養父島田が現れ金を無心する。さらに腹違いの姉や妻の父までが現れ、金銭等を要求する。詳細は、夏目漱石・『道草』（岩波書店，1951）と大村敦志・『民法読解 親族編』（有斐閣，2015）を参照。
 - 5 夏目漱石の長編小説。全体のあらすじはともかく、法律の視点から、主人公、継母、腹違いの妹と将来婿になる可能性のある男との間の関係が注目される。詳細は、夏目漱石・『虞美人草』（岩波書店，1990）と大村敦志・『民法読解 親族編』（有斐閣，2015）を参照。
 - 6 条約改正と民法典制定との関係：明治政府は、不平等条約の改正（治外法権の撤廃・関税自主権の回復）を目指したが、近代的な法制を欠くことが諸外国から問題視されたため、法典編纂が急務となった。政府は、ヨーロッパ各国において法制の模範とされてきたフランス法を参考にすることとした。まず箕作麟祥にフランスの法律を翻訳させ、独力で民法典の編纂を試みたが、それでは間に合わず、フランスからジョルジュ・ブスケ、ギュスターヴ・ボワソナードを相次いで招へいし、法典の起草に当たさせた。ボワソナードが中心となって起草された旧民法典には、フランス民法典（ナポレオン法典）の影響が強かったが、民法典論争が生じた結果、結局施行されずに終わった。その後制定された現行民法典には、ドイツ民法典第一草案の影響が指摘されるものの、起草者3名のうち2名がフランス留学経験者であった。